

2) 行政区域内における処理形態別人口の予測

過去の実績に基づき、厚生省監修のごみ処理施設構造指針解説による7法の推計方法を用いて、将来の生活排水処理形態別人口の予測を行い、その値を本市の処理形態別人口とします。

表4-2-13及び図4-2-6に本市における生活排水処理形態別人口の見込みを示します。

目標年度である平成43年度及び中間目標年度である平成34年度における処理形態人口の見込みは、次のとおりとなります。

【目標年次：平成43年度】

① コミュニティ・プラント人口	0人
② 合併処理浄化槽人口	1,185人
③ 下水道人口	32,457人
④ 農業集落排水人口	2,906人
⑤ 単独処理浄化槽人口	801人
⑥ し尿収集人口	290人
⑦ 自家処理人口	0人
⑧ 計画処理区域外人口	0人

【中間目標年次：平成34年度】

① コミュニティ・プラント人口	0人
② 合併処理浄化槽人口	1,104人
③ 下水道人口	32,975人
④ 農業集落排水人口	3,063人
⑤ 単独処理浄化槽人口	1,864人
⑥ し尿収集人口	713人
⑦ 自家処理人口	0人
⑧ 計画処理区域外人口	0人

各処理形態において人口の一時的な増減はあるものの、全体としては全ての処理形態人口が減少することが予測されます。特に単独処理浄化槽人口とし尿収集人口が著しく減少するものと予測されます。

表 4-2-13 生活排水処理形態別人口の予測

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
1. 計画処理区域内人口	40,875	40,644	40,413	40,181	39,950	39,719	39,488	39,257	39,026	38,795	38,564	38,333	38,101	37,870	37,639
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	36,769	36,901	37,002	37,073	37,120	37,142	37,144	37,124	37,087	37,032	36,960	36,876	36,778	36,668	36,548
(1) コミニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,016	1,036	1,055	1,072	1,089	1,104	1,118	1,131	1,142	1,152	1,161	1,169	1,176	1,181	1,185
(3) 下水道人口	32,636	32,757	32,848	32,913	32,955	32,975	32,976	32,958	32,925	32,877	32,814	32,740	32,654	32,560	32,457
(4) 農業集落排水施設人口	3,117	3,108	3,099	3,088	3,076	3,063	3,050	3,035	3,020	3,003	2,985	2,967	2,948	2,927	2,906
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	2,933	2,681	2,450	2,238	2,043	1,864	1,699	1,549	1,411	1,285	1,171	1,065	969	881	801
4. 非水洗化人口	1,173	1,062	961	870	787	713	645	584	528	478	433	392	354	321	290
(1) 1 尿収集人口	1,173	1,062	961	870	787	713	645	584	528	478	433	392	354	321	290
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
生活排水処理率	90.0	90.8	91.6	92.3	92.9	93.5	94.1	94.6	95.0	95.5	95.8	96.2	96.5	96.8	97.1
水洗化率	97.1	97.4	97.6	97.8	98.0	98.2	98.4	98.5	98.6	98.8	98.9	99.0	99.1	99.2	99.2

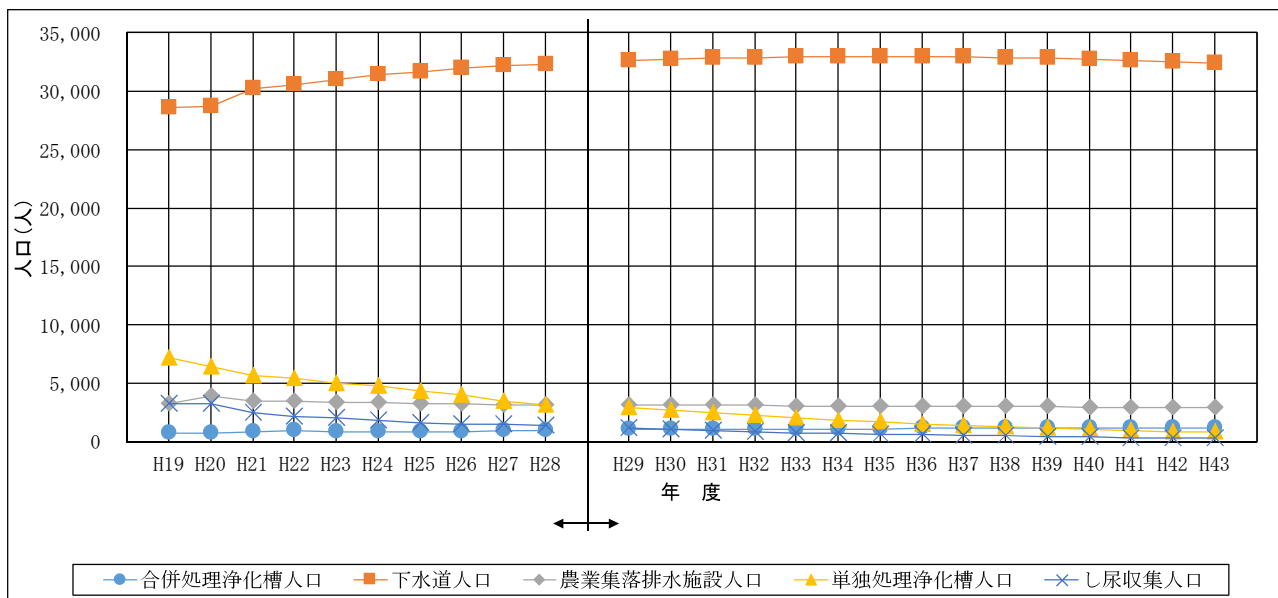


図 4 - 2 - 6 生活排水処理形態別人口の見込み

3) し尿、汚泥の排出量の予測

処理形態別人口の予測及び環境省が毎年通知する「廃棄物処理施設整備計画策定要領」に基づく手法により算出した原単位をもとにして、将来のし尿及び浄化槽汚泥排出量を求めた結果を表 4 - 2 - 14 及び図 4 - 2 - 7 に示します。

また、将来の排出量を算出する基礎数値となるし尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の計画一人一日平均排出量は、過去 5 年間の平均値を用いて次のとおり設定します。

浄	化	槽	:	2. 1 9 ℓ/人/日
し		尿	:	2. 4 3 ℓ/人/日

目標年度である平成 43 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みは浄化槽汚泥量で 4.3kℓ/日、し尿収集量で 0.7kℓ/日であり、合計 5.0kℓ/日と予測されます。

また、中間目標年度である平成 34 年度では浄化槽汚泥量で 6.5kℓ/日、し尿収集量で 1.7kℓ/日、合計で 8.2kℓ/日と予測され、し尿・汚泥の排出量は年々減少していくものと予測されます。

表 4 - 2 - 14 し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込み

		年 度	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	(人)	40,875	40,644	40,413	40,181	39,950	39,719	39,488	39,257
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	36,769	36,901	37,002	37,073	37,120	37,142	37,144	37,124
	(1) コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	(人)	1,016	1,036	1,055	1,072	1,089	1,104	1,118	1,131
	(3) 下水道人口	(人)	32,636	32,757	32,848	32,913	32,955	32,975	32,976	32,958
	(4) 農業集落排水施設人口	(人)	3,117	3,108	3,099	3,088	3,076	3,063	3,050	3,035
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	2,933	2,681	2,450	2,238	2,043	1,864	1,699	1,549
	4. 非水洗化人口	(人)	1,173	1,062	961	870	787	713	645	584
	(1) し尿収集人口	(人)	1,173	1,062	961	870	787	713	645	584
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
処理量	6. 浄化槽汚泥量	(kℓ/日)	8.6	8.1	7.7	7.2	6.9	6.5	6.2	5.9
	7. し尿収集量	(kℓ/日)	2.9	2.6	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4
	8. 合計処理量	(kℓ/日)	11.5	10.7	10.0	9.3	8.8	8.2	7.8	7.3
原単位	9. 浄化槽汚泥原単位	(ℓ/人/日)	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19
	10. し尿原単位	(ℓ/人/日)	2.43	2.43	2.43	2.43	2.43	2.43	2.43	2.43

		年 度	平成37	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	(人)	39,026	38,795	38,564	38,333	38,101	37,870	37,639
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	37,087	37,032	36,960	36,876	36,778	36,668	36,548
	(1) コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	(人)	1,142	1,152	1,161	1,169	1,176	1,181	1,185
	(3) 下水道人口	(人)	32,925	32,877	32,814	32,740	32,654	32,560	32,457
	(4) 農業集落排水施設人口	(人)	3,020	3,003	2,985	2,967	2,948	2,927	2,906
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	1,411	1,285	1,171	1,065	969	881	801
	4. 非水洗化人口	(人)	528	478	433	392	354	321	290
	(1) し尿収集人口	(人)	528	478	433	392	354	321	290
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
処理量	6. 浄化槽汚泥量	(kℓ/日)	5.6	5.3	5.1	4.9	4.7	4.5	4.3
	7. し尿収集量	(kℓ/日)	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7
	8. 合計処理量	(kℓ/日)	6.9	6.5	6.2	5.9	5.6	5.3	5.0
原単位	9. 浄化槽汚泥原単位	(ℓ/人/日)	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19
	10. し尿原単位	(ℓ/人/日)	2.43	2.43	2.43	2.43	2.43	2.43	2.43

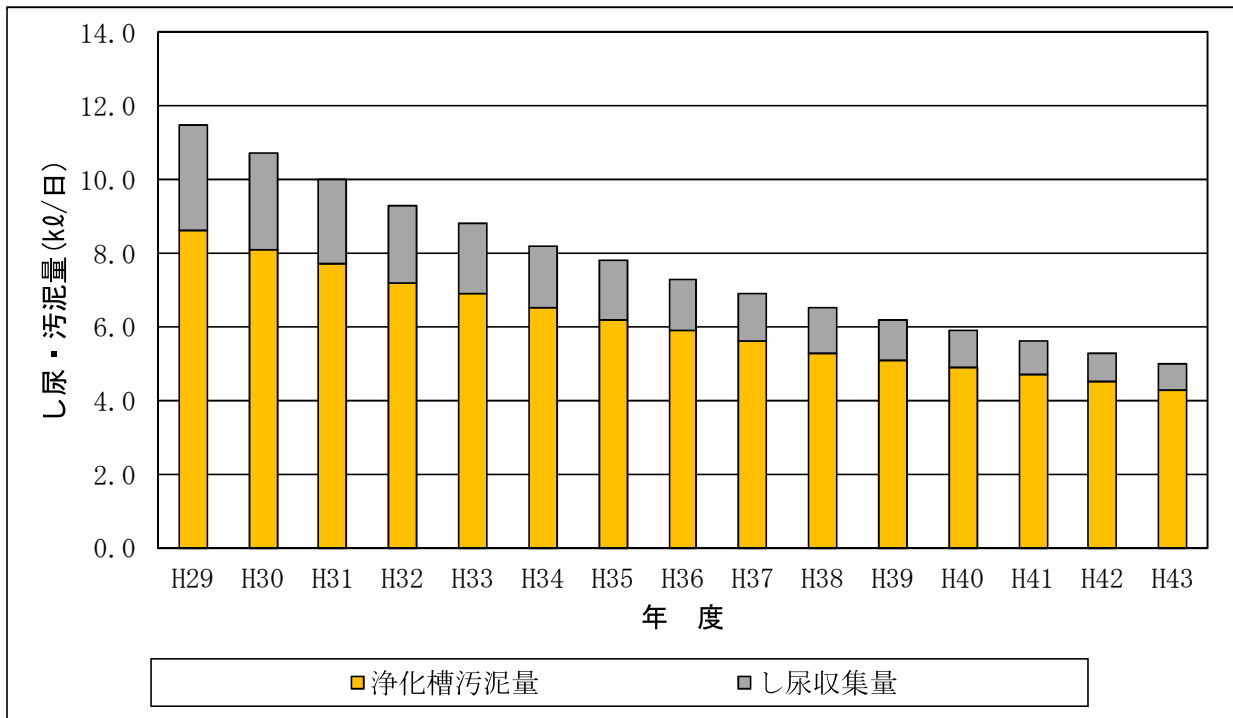


図 4 - 2 - 7 し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込み

第3節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

1) 処理の目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を処理できるようにすることを目標として、本市の実情に対応した処理施設の整備を推進するとともに、し尿、浄化槽汚泥については効率的な収集・運搬体制を維持するものとします。

現在及び目標年度(平成43年度)における生活排水処理形態別の人口内訳は、表4-3-1に示すとおりであります。なお、中間目標年次として平成34年度を設定します。

表4-3-1 現在及び目標年次における生活排水処理

1) 生活排水の処理目標

区 分 \ 年 度	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
生活排水処理率	88.8 %	93.5 %	97.1 %

2) 人口の内訳

区 分 \ 年 度	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
1. 行政区域内人口	41,046 人	39,719 人	37,639 人
2. 計画処理区域内人口	41,046 人	39,719 人	37,639 人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	36,445 人	37,142 人	36,548 人

3) 生活排水の処理形態別内訳

区 分 \ 年 度	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
1. 計画処理区域内人口	41,046 人	39,719 人	37,639 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	36,445 人	37,142 人	36,548 人
(1) コミュニティ・プラント人口	0 人	0 人	0 人
(2) 合併処理浄化槽人口	999 人	1,104 人	1,185 人
(3) 下水道人口	32,337 人	32,975 人	32,457 人
(4) 農業集落排水施設人口	3,109 人	3,063 人	2,906 人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	3,185 人	1,864 人	801 人
4. 非水洗化人口	1,416 人	1,441 人	290 人
(1) し尿収集人口	1,416 人	713 人	290 人
(2) 自家処理人口	0 人	0 人	0 人
5. 計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人

2. 生活排水を処理する区域及び人口等

本市では、生活排水処理施設として公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を検討する地域について、地域の特性、周辺の環境、土地利用の状況、水源地の確保と保全、地域の今後の要望等を考慮して、生活排水を処理する区域及び人口を次のとおり設定します。

1) 公共下水道

本市は、葛巻終末処理場と今町終末処理場の2施設で市街化区域と周辺集落の生活排水処理を行っています。

本市の目標年次における下水道人口は、平成43年度で32,457人であり、下水道普及率（計画処理区域内人口に対する下水道人口の割合）は86.2%となります。なお、中間目標年次の平成34年度には、下水道人口は32,975人であり、下水道普及率は83.0%となります。

2) 農業集落排水施設

本市は、南部地区浄化センターと上北谷地区浄化センターの2施設で主に農業振興地域の生活排水処理を行っています。

本市の目標年次における農業集落排水施設人口は、平成43年度で2,906人であり、農業集落排水施設普及率（計画処理区域内人口に対する農業集落排水施設人口の割合）は7.7%となります。なお、中間目標年次の平成34年度には、農業集落排水施設人口は3,063人であり、農業集落排水施設普及率は目標年次と同じく7.7%となります。

3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外における生活排水処理施設の中心であり、個別住宅や分散集落など生活排水処理を行っています。

生活排水処理に関する施策が推進される中、公共下水道の整備が予定されている地域であっても、当面下水道整備が望めない地域においては合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。また、すでに設置してある汲み取り便槽や単独処理浄化槽は、し尿処理を行うためのものであるため、生活排水処理を推進するためには合併処理浄化槽に変更させるようにすることが重要となります。

本市では、公共下水道及び農業集落排水施設の整備を全域で行うことは困難なため、計画的な合併処理浄化槽の普及を積極的に進めるための施策を継続していくものとします。

本市の目標年次における合併処理浄化槽人口は、平成 43 年度で 1,185 人であり、合併処理浄化槽普及率（計画処理区域内人口に対する合併処理浄化槽人口の割合）は 3.1%となります。なお、中間目標年次の平成 34 年度には、合併処理浄化槽人口は 1,104 人であり、合併処理浄化槽普及率は 2.8%となります。

4) 生活排水処理率

公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により生活排水の適正処理が行われている割合（生活排水処理率）は、目標年次の平成 43 年度で 97.1%、中間目標年次の平成 34 年度で 93.5%となります。

3. し尿及び汚泥の収集・運搬・処理計画

1) 現 況

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、し尿収集を委託業者 1 社で、浄化槽汚泥収集を許可業者 2 社で行っており、収集したし尿及び浄化槽汚泥は、本市が運営・管理する葛巻下水処理場で処理を行っています。

葛巻終末処理場は、昭和 44 年の設置で、設置後 40 年以上を経過しています。計画的に補修・工事等を行い、運転管理を継続的に行っていますが、主要設備の老朽化が著しく、修繕のための費用がかかる状態です。従って、施設の老朽化や浄化槽汚泥量の増加に対する対応を勘案して運営・管理方法を検討します。

2) し尿・浄化槽汚泥の排出状況

生活排水の処理形態内訳に基づいた年平均のし尿・浄化槽汚泥の排出状況を表 4-3-2 に示します。

表 4 - 3 - 2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

項 目 \ 区 分	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
浄化槽汚泥量	10.5 kℓ/日	6.5 kℓ/日	4.3 kℓ/日
し尿収集量	3.0 kℓ/日	1.7 kℓ/日	0.7 kℓ/日
合 計	13.5 kℓ/日	8.2 kℓ/日	5.0 kℓ/日

注) 中間目標年次及び目標年次の原単位は、過去5年間の平均から、
浄化槽汚泥 2.19 ℓ/人/日、し尿収集 2.43 ℓ/人/日とした。

3) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画に関する目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、収集量の変動に対応すべく収集体制の効率化、円滑化を図ることを目標とします。

(2) 収集区域の範囲

本市全域を収集対象区域とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

① 収集・運搬の実施体制

今回の基本計画における収集量の予測結果から、し尿収集量は減少傾向を、浄化槽汚泥は微減傾向を示していることから、収集・運搬については、当面現行通りの委託及び許可業者で行うものとします。

委託業者若しくは許可業者により収集されたし尿及び浄化槽汚泥は本市が管理・運営している葛巻終末処理場へ搬入します。

② 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とします。

③ 収集方法

し尿の収集は申込方式により行い、申込状況に応じて計画的に収集を行うものとします。

浄化槽汚泥等の収集については、収集業者と点検業者が協力して収集計画を策定し、行うものとします。

④ 施設搬入時間帯

施設への搬入時間帯は、平日の8:30~16:30とし、土・日曜日、祝祭日は搬入しないものとします。

⑤ 収集・運搬対象物

計画収集区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥（合併処理浄

化槽汚泥及び単独処理浄化槽汚泥)及び農業集落排水汚泥の全量とします。

4) 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、処理対象物の変動に十分に対応できる中間処理施設として機能するように整備し、適正処理を継続して行えることを目標とします。

(2) 中間処理の方法及び量

① 中間処理対象物

計画収集区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設から発生する汚泥とします。

② 処理方法

し尿及び浄化槽等汚泥は、葛巻終末処理場に搬入し、計画処理水質まで処理を行います。なお、処理工程からの発生汚泥の処理は、現状通り脱水後、堆肥化または焼却処理を行います。

③ 中間処理量

収集されたし尿及び浄化槽等汚泥の全量とします。

④ 中間処理施設

中間処理施設は、本市が運営・管理する葛巻下水処理場とします。

5) 運転管理計画

中間処理施設である葛巻終末処理場の運転管理計画は次のとおりとします。

(1) 施設の運転・管理主体

葛巻終末処理場の運転及び管理は本市が行うものとします。

(2) 施設の運転計画

設備・装置の定期的な点検及び補修等を十分考慮して、円滑で効率的な運転計画を検討します。

(3) 維持管理計画

施設の機能を十分に発揮して、住民生活に支障をきたすことのないよう万全の体制を確立します。

6) 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

処理工程から発生する最終残渣物（し渣及び汚泥）を適正に処分することを目標とします。

(2) 最終処分の方法

し渣は、ごみ処理場にて焼却処理した後に埋立処分し、脱水汚泥は、堆肥化処理または民間施設により焼却処理を行うことを原則とします。

4. その他

1) 生活排水処理における市民・事業者・行政の役割

河川等の公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するためには、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場で環境保全等に配慮し、社会・経済・生活様式を見直し、各自の役割と責任を認識し行動することが必要です。そのうえで、住民、事業者及び行政が一体となって、ソフト、ハードにわたって協議し、それぞれの役割分担を明確にし、連携して取り組むことが求められます。

(1) 市民の役割

- ◎ 下水道への接続や浄化槽の設置・適正管理などにより、排水対策に努めます。
- ◎ 家庭の台所から調理くずや油を流さないなど、生活排水の浄化に努めます。
- ◎ 洗い物をするときは流しっぱなしにしないなど、節水を心掛けます。
- ◎ 洗剤は自然に分解しやすい物を適量だけ使用します。
- ◎ 浄化槽は、定められた保守点検、清掃及び検査を行い、適切な維持管理に努めます。
- ◎ 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。

(2) 事業者の役割

- ◎ 河川などへの放流水質を改善するため、発生源の汚濁負荷量の低減を図ります。
- ◎ 排水処理施設の整備・点検を適切に実施します。
- ◎ 事故発生時に有害物質などが流れ出ないように、危機管理体制を強化します。
- ◎ 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。

(3)本市の役割

① 水質監視体制の整備

- ◎ 水質汚濁防止に向けて関係機関と連携し、対応していきます。
- ◎ 水環境の改善を図るため、必要に応じて事業者との公害防止協定を締結します。

② 水環境対策の推進

- ◎ 家庭での使用済み食用油の適正処理などの普及・啓発に努めます。
- ◎ 市民との協働による河川の清掃・美化活動を推進します。

③ 公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽等の普及促進

- ◎ 公共下水道事業認可区域や農業集落排水事業区域における整備の推進に努めます。
- ◎ 公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内における加入を促進します。
- ◎ 公共下水道や農業集落排水事業とともに、合併処理浄化槽の普及を推進します。
- ◎ 浄化槽の使い方や維持管理方法について、市民にもわかりやすい資料等を作成し、市民の協力の下に浄化槽の適正な維持管理を行えるように進めていきます。

2) 合併処理浄化槽の普及制度

公共下水道の水洗化啓蒙活動の一環として、対象家屋（未水洗化家屋）の戸別訪問を実施して、設置の普及に努めています。今後も以下のような補助制度とともに合併処理浄化槽の普及を図ります。ただし、下水道区域内の合併処理浄化槽に対しては、下水道への接続を指導します。

(1) 合併処理浄化槽への助成金制度

個人が設置する浄化槽の工事費に対して補助する制度です。これは、国の循環型社会形成推進交付金事業に見附市独自の補助制度（見附市浄化槽設置整備事業補助金）を上乗せしたものです。

表4-3-3に設置費の補助制度の概要を、表4-3-4に維持管理費の補助制度の概要を示します。

表 4 - 3 - 3 設置費の補助制度

人槽区分	補助限度額 (円)	摘 要
5人槽	750,000	左記に定める人槽区分ごとの限度額と浄化槽等の設置に要した経費から31万円を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、平成19年4月1日以降新築された事業所等(専用住宅又は集会所を除く。)は、6~7人槽の補助額を限度とする。
6~7人槽	1,020,000	
8~10人槽	1,160,000	
11~20人槽	2,200,000	
21~30人槽	3,560,000	

備考：平成 29 年 10 月現在

表 4 - 3 - 4 維持管理費の補助制度

人槽区分	補助限度額 (円)	摘 要
5人槽	20,400	左記に定める人槽区分ごとの限度額と当該年度内において法第10条1項に規定する保守点検および法第11条に規定する水質に関する検査に要した費用の合計金額とを比較して少ない方の額とする。
6~7人槽	22,400	
8~10人槽	25,400	
11~20人槽	28,400	
21~30人槽	38,000	

備考：平成 29 年 10 月現在

(2) 合併処理浄化槽への融資制度

本市では、上記の補助制度のほか融資制度を設け、合併処理浄化槽整備を推進しています。本市の融資制度の概要を表 4 - 3 - 5 に示します。

表 4 - 3 - 5 浄化槽設置の融資制度

項 目	融資対象者	融資額
対象者と融資額	見附市公共下水道処理区外(使用できない区域)及び農業集落排水施設処理区域外において、浄化槽等の設置工事を行う者。	浄化槽設備工事に要する費用(トイレの改造費も対象)で200万円が限度額。
	見附市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定める補助対象地域において、浄化槽等の設置工事を行うもの。	浄化槽設備工事に要する費用(トイレの改造費も対象)で130万円が限度額。
融資を受けることができる方	市税等公課を滞納していない方。 融資を受けた資金の返済能力を有する方。	
利 率	市内の金融機関と協議した利率。	
返済方法	融資を受けた翌月から60ヶ月以内の元利金等月賦償還。	

備考：平成 29 年 10 月現在

3) 住民に対する広報、啓発活動

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、広報等により周知活動を行うとともに、施設見学を

積極的に受け入れることで啓発活動を行っていくこととします。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策をイベントや自治会等を通じて周知するものとします。また、浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について、広報やホームページを通じてその徹底に努めます。

4) 災害時における対策

地震及び豪雨による水害等の自然災害又は不慮の事態が発生した場合は、「見附市地域防災計画」により決められた対策に基づいて行動します。災害時の具体的な対策については次のとおりです。

- ・ 地震や豪雨等がおさまり次第、廃棄物処理施設の被害状況を確認します。
- ・ 葛巻下水処理場が運転不能となった場合には、速やかに環境センター及び新潟県災害対策本部と連携して、近隣のし尿処理施設にて処理できる体制を整えます。
- ・ 仮設トイレ等のし尿の円滑な収集運搬を遂行するため委託業者等と連携して収集運搬を行います。事前に災害発生時の仮設トイレ等からの収集運搬について委託業者等と協定を締結することも検討します。
- ・ 災害発生時には、廃棄物の処理・処分や施設の維持管理等を市職員だけでは対応しきれない場合もあるので、災害発生の初期段階から他自治体職員や廃棄物コンサルタントの協力のもとで行うことを検討します。